



北見市放課後子どもプラン

～子ども達の安心で安全な居場所づくりを進めるために～



【 H20.6.7 北光児童センター「まなびたいむ」 】

平成20年12月

北見市教育委員会

目次

・放課後子どもプランの策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 1．プラン策定の背景
- 2．プランの期間
- 3．プランの対象

・北見市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 ~ P 6

- 1．これまでの取り組み
- 2．子どもの状況
- 3．総合的な放課後対策の実施状況
- 4．総合的な放課後対策における課題

・北見市放課後子どもプランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7 ~ P 8

- 1．北見市における基本的な考え方
- 2．北見市におけるプランの期間
- 3．北見市におけるプランの対象
- 4．北見市におけるプランの目標と体系

・具体的なプランの内容・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9 ~ P 11

- 1．放課後の居場所を確保する取り組み
- 2．児童館などの事業内容を充実する取り組み

・プランの推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12

- 1．関係部局との連携
- 2．プランの運用と点検

・放課後子どもプランの策定にあたって

1．プラン策定の背景

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後に子どもたちの安全で健やかな活動拠点（居場所）づくりを推進するため、平成19年に文部科学省と厚生労働省が連携して進めていく「放課後子どもプラン」が創設されました。

この「放課後子どもプラン」は文部科学省の実施する、主に小学生全てを対象とする「放課後子ども教室推進事業¹」と、厚生労働省が実施している、主に小学生の留守家庭児童を対象とする「放課後児童健全育成事業²」を一体的あるいは連携して推進するため、市町村に対してそれぞれの地域の実情にあった計画の策定に努めるよう求めています。

2．プランの期間

国の基本的な考え方としては、平成19年度から平成21年度までの3年間を期間とし、市町村は、小学校区毎の事業の実施計画を策定することとしています。

また国は、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法³」を制定し、市町村は、この法律に基づいて平成21年度までの「次世代育成支援行動計画⁴」を策定しており、放課後子どもプランにおける放課後対策事業は、この行動計画を踏まえた上で実施することとしています。

3．プランの対象

事業の範囲は地域の子ども全般を対象としつつ、主な対象は小学生とされています。

- 1 放課後子ども教室推進事業：すべての子ども（主に小学生）を対象として、安全・安心な活動場所（居場所）を設け、地域の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進する事業
- 2 放課後児童健全育成事業：共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場所を与えて、その健全育成を図る事業（放課後児童クラブ）
- 3 次世代育成支援対策推進法：次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とし、次世代育成のための行動計画や対策について定めた法律
- 4 次世代育成支援対策行動計画：次世代育成支援対策法に基づき定められた子どもの健全育成や子育て支援のための計画

．北見市の現状と課題

1．これまでの取り組み

北見市においても、「北見市次世代育成支援行動計画⁵」を策定し、地域における子育ての支援を基本目標の一つに掲げ、児童クラブ（放課後児童健全育成事業）や児童館機能の充実を進めてまいりました。

また、「北見市総合計画の基本構想（案）⁶」では、児童館、児童クラブなどで、放課後における居場所づくりや地域ぐるみで青少年を守り育てる環境づくりを進めることとしています。

このような背景を踏まえ、国の「放課後子どもプラン」の基本的な考えに基づき、今後の北見市における子どもたちの放課後などの居場所づくりである「北見市放課後子どもプラン」を策定し、総合的な放課後対策を推進する必要があります。



【H20.6.29 緑・大正地区 青空広場】



【H20.7.3 高栄地区フェスティバル】

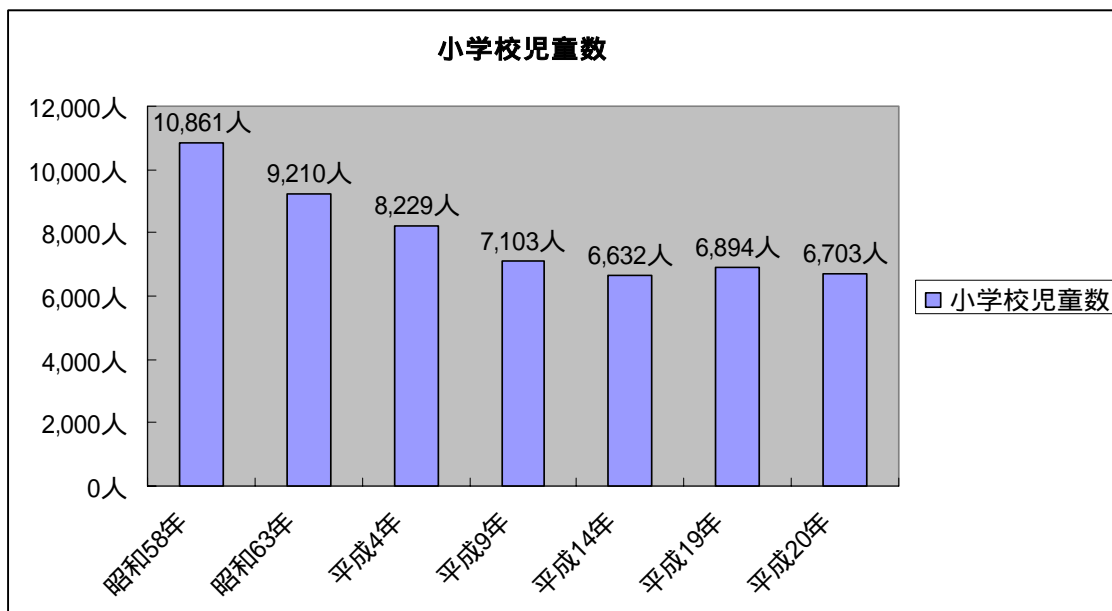
5 北見市次世代育成支援行動計画：次代をになう子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会を構築するための計画

6 北見市総合計画：新市におけるまちづくりを進めるための指針となる総合的な計画

2. 子どもの状況

北見市における小学校の児童数の推移

北見市の小学校の児童数は、昭和58年度の約1万8百人をピークに、少子化によって減少の一途をたどっています。平成18年3月には、1市3町による合併があり、一時的に増加しましたが、減少傾向に変わりはなく、平成20年度には、約6千7百人とピーク時よりも約4千百人少なくなっています。



〔教育委員会学校教委部総務課参考〕

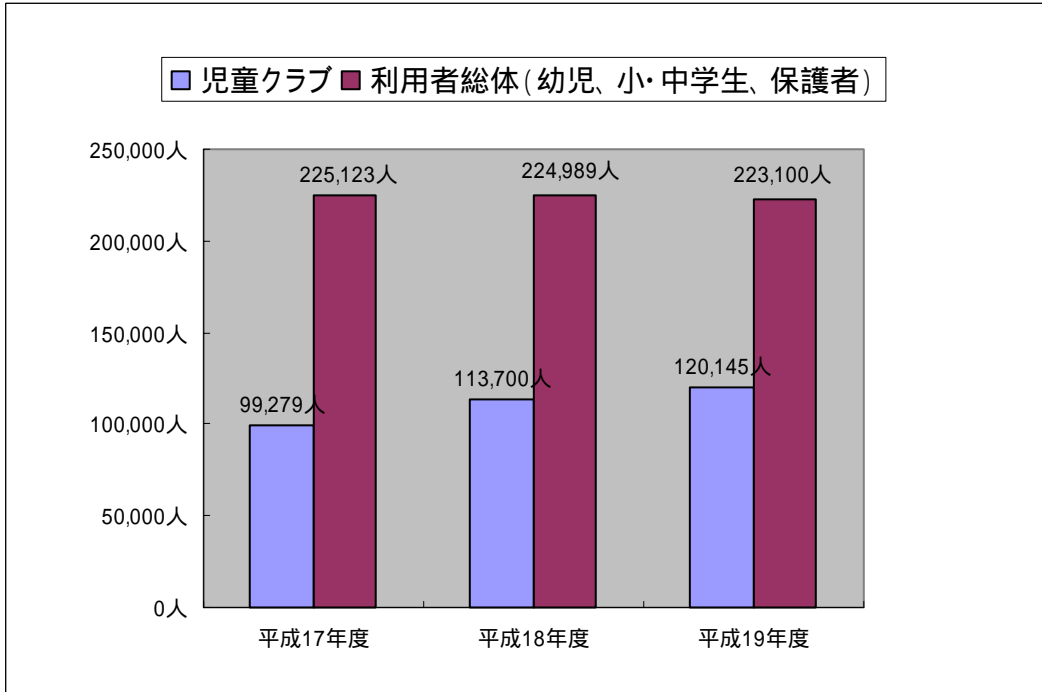
児童館・児童クラブにおける利用状況

北見市における、児童館やフレンドセンターの利用状況は、平成17年度では、約22万5千人で、平成19年度には約22万3千人と小学校の児童数の減少に合わせ、やや減少傾向といえます。

一方、利用数の総体に対する児童クラブの利用状況は逆に増加しており、留守家庭の保護者にとって、児童館、児童クラブがより必要とされてきていると言えます。また、平成19年度に実施した「アンケート調査」においても、小学校3年生までの児童の約4割が、児童館、児童クラブを利用しており、放課後対策が重要となってきたことがわかります。

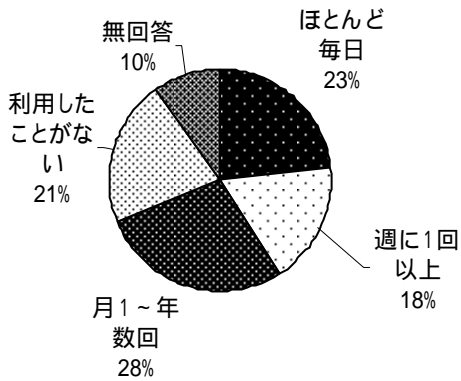


【児童館・児童クラブの利用状況】

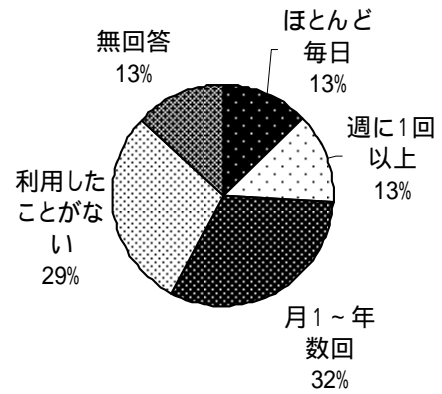


【教育委員会社会教育部青少年課参考】

【小学校1年生～3年生】



【小学校4年生～6年生】



【教育委員会社会教育部青少年課H19年度実施アンケート参考】

3. 総合的な放課後対策の実施状況

児童館事業

北見市では、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにし、児童の健全な育成を図る場として児童館（児童センター）を設置しています。

現在、児童館は法人立児童館を含めると15施設があり、市街地においては一小学校区に一児童館が整備されています。

また、これらの児童館では児童クラブも併設しており、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、一緒に活動を通じて、健全育成を図っています。

フレンドセンター事業

北見市では、児童館の設置されていない郊外地域において、フレンドセンターを開設して、全児童対策を行っています。

現在、3地区（相内、東相内、上ところ）において、公共施設を利用して、児童の健全育成を行っています。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

留守家庭児童に対し、放課後における適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブを開設しています。

北見市では、基本的に児童館に併設されていますが、地域の状況に応じ、放課後児童クラブを単独で実施している小学校区もあります。

現在、留辺蘂児童クラブならびに温根湯温泉児童クラブが小学校や公共施設を利用して実施しています。





4. 総合的な放課後対策における課題

児童館、児童クラブの整備促進

北見市では放課後対策を児童館・児童クラブにおいて実施しており、市街地においては、おおむね一小学校区、一児童館が設置されていますが、郊外地区においては未設置の地区もあります。

児童館、児童クラブの設置や修繕などの整備について、地域の要望や財政状況を考えながら計画的に進めていくことが必要です。

児童クラブの大規模化の解消

厚生労働省では、放課後児童クラブの環境を向上させるため、放課後児童クラブガイドラインを示し、また、大規模児童クラブ（登録児童71人以上）への国庫補助を平成22年度から廃止することを決定しました。

北見市においても、大規模児童クラブの登録児童の適正化や、児童クラブの分割を行う必要があります。

学校や地域との連携促進

家庭や地域の子育て機能の低下が指摘されている中、児童館が地域の健全育成施設として、学校や子ども会など地域の育成団体とこれまで以上に連携を図りながら放課後対策を進めていかななくてはなりません。

ボランティアの活用

国は放課後子どもプラン推進事業を進めるにあたり、退職教員や学生、地域の高齢者などを活用することを示しています。

北見市においては、特技・経験を持った市民ボランティアを活用し、児童館などや児童クラブにおいて指導プログラムの提供を行っています。

また、高校生や大学生ボランティアの受け入れも行っており、今後はより一層、ボランティアを活用した事業を充実させる必要があります。

学習機会を提供する取り組みの充実

児童館や児童クラブでは、遊びを中心とした健全育成を図っていますが、家庭学習への支援や学習へのきっかけづくりを図るため、児童館において、学びの場を提供しています。今後は取り組み箇所の拡充や内容の充実が必要です。

・北見市放課後子どもプランの概要

1．北見市における基本的な考え方

北見市においては、児童館の施設整備が充実していることから、これまで全児童対策事業と放課後児童クラブを児童館において一体的に進めてきています。

さらに、郊外地区においては、全児童対策であるフレンドセンター事業や、放課後児童クラブを単独で実施しています。

これらを踏まえ、児童館・フレンドセンターでの事業を基本として、児童クラブの整備や事業内容の充実により、北見市の放課後子どもプランを推進していきます。

2．北見市におけるプランの期間

北見市においても、国から放課後子どもプランが打ち出されたことにより、平成19年度から小学校区毎の放課後対策について教育委員会が中心となり各部局と連携し検討を重ね、平成20年度には放課後子どもプランの策定に向け、運営委員会を設置しました。

これらの状況を勘案し、このプランでは、平成20年度から平成22年度までの3年間を計画期間とします。

3．北見市におけるプランの対象

北見市放課後子どもプランは、国の「放課後子どもプラン」の基本的な考え方、また「放課後子どもプラン」を構成する「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」の趣旨を踏まえ、小学生が、児童館・フレンドセンター・放課後児童クラブなどで、放課後に活動するための事業を主な対象とします。



4. 北見市におけるプランの目標と体系

放課後子どもプランの理念を踏まえ、「放課後の居場所を確保する取り組み」と「児童館などの事業内容をより良くするための取り組み」を目標に掲げ、それぞれの目標ごとに関連施策や事業などを位置づけ、今後の北見市における総合的な放課後対策の推進に努めます。

目標1.【放課後の居場所の確保】

児童館、フレンドセンターの整備・拡充
児童クラブの整備・拡充

目標2.【児童館などの事業内容の充実】

チャイルドアドバイザー事業の充実（ボランティアの活用）
「まなびたいむ」の充実（学習支援）
学校・地域との連携強化
異年齢交流の推進



【H19.8.10 チャイルドアドバイザー事業
小泉児童センター腹話術】



【H20.8.9 とん田児童センター まなびたいむ】

. 具体的なプランの内容

1. 放課後の居場所を確保する取り組み

児童館について

地域の子どもたちが、遊びを通して交流を深めることができる児童館において、引き続き、「児童クラブ」に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく一体的に育成していきます。

児童館、フレンドセンターの整備・拡充

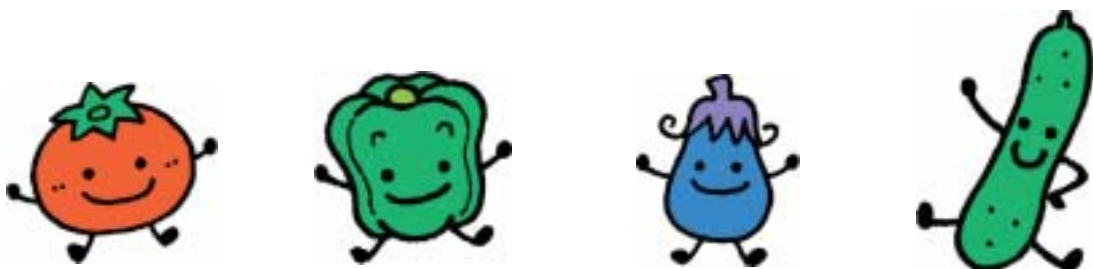
北見市では、主に児童館やフレンドセンターにおいて放課後対策を進めるため、児童館の設置や老朽化した施設の修繕を計画的に進めていきます。

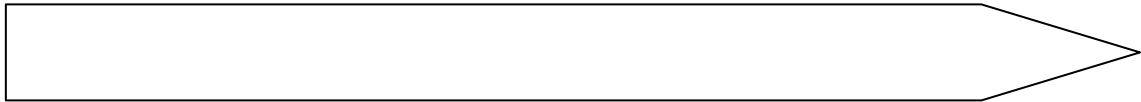
平成20年度には常呂児童館設置のための旧常呂幼稚園の改修工事や、相内児童館（複合施設）の建設を行います。

また、児童館のない地区においては、地域のニーズや優先度を踏まえ、小学校の余裕教室や公共施設の活用も視野に入れながら関係部局と協議し、検討を加えていきます。

放課後児童クラブの整備

放課後児童クラブガイドラインなど国の動向を踏まえ、新たな放課後児童クラブの開設や大規模児童クラブの登録人数の適正化への対応など児童クラブの環境整備を進めていきます。





【児童館・放課後児童クラブの整備方針】

児童館 (放課後児童クラブ)	19年度 (取り組み済み)	20年度	21年度	22年度
美山児童センター (美山児童クラブ)	71人以上	・緑ヶ丘遊子児童 クラブとの登録 児童の分割	→	・屋根及びトイレ の改修 →
北光児童センター (北光児童クラブ)	71人以上 ・屋根改修(遊戯室 外)	・遊戯室屋根改修		・児童クラブの分 割(分室)
緑児童センター (緑児童クラブ)	71人以上		・登録児童の状況 をみながら、分割 等の検討を行う →	
南仲町児童センター (南仲町児童クラブ)	71人以上	・トイレの改修	・児童クラブ分割 のため増築 ・多目的トイレ増 設	・児童クラブの分 割
小泉児童センター (小泉児童クラブ)	71人以上			・児童クラブの分 割(分室)
とん田児童センター (とん田児童クラブ)		・遊戯室窓改修 ・図書室屋根改修		
相内ランドセンター (相内児童クラブ)		・相内児童館の新 設	・児童館設置に伴 い児童クラブの 新規開設 →	
緑ヶ丘遊子児童館 (緑ヶ丘遊子児童クラブ)		・放課後子どもプ ラン推進事業と して追加	→	
常呂児童館 (常呂ちびっ子クラブ)	・児童クラブ開設 日数の増加 (250日)	・常呂児童館設置 ・児童クラブ開設 時間の延長	→	
留辺蘂児童クラブ	・開設日数の増加 (250日)	・児童クラブ開設 時間の延長	→	
温根湯温泉児童クラブ	・開設日数の増加 (250日)	・児童クラブ開設 時間の延長	→	

2. 児童館などの事業内容を充実する取り組み

チャイルドアドバイザー事業の充実

特技・経験を持った市民ボランティアの方々に、児童館・児童クラブなどにおいて子どもたちにその技能や知識を伝えていただくチャイルドアドバイザー事業を実施しています。

平成19年度には、児童館、フレンドセンター、児童クラブなど放課後対策を進める全ての施設等19箇所(市立)へと実施を拡充しました。平成20年度については、放課後子どもプラン推進事業費補助金の国庫補助の申請を行い、予算の充実を図ります。

また、平成21年度以降についても、各種補助制度を活用しながら事業の充実を図ります。

「まなびたいむ」の充実

国の放課後子どもプラン推進事業の主旨を踏まえ、平成19年度に北見市において実施した「児童の放課後における生活実態調査(アンケート調査)」において「学習活動」への要望が高かったことから、家庭学習への支援を目的に、学習への習慣づけやきっかけづくりを行う「まなびたいむ」を実施しています。平成19年度には、5施設で試行し、平成20年度からは市内の児童館施設12箇所において実施しました。

平成21年度には、常呂児童館での日常活動の状況を踏まえ検討を加えます。

学校・地域との連携強化

地域の青少年の育成団体である、子ども会育成連絡協議会や青少年健全育成推進会などと連携をとりながら、児童館とこれらの地域の育成団体との共催事業の実施など、より一層の充実を図ります。

異年齢交流の推進

児童館やフレンドセンターにおいて、中学生や高校生ボランティアと小学生との交流促進や、地域共催行事の充実など、異年齢および世代間交流のさらなる推進を図ります。

．プランの推進に向けて

1．関係部局との連携

児童館などで放課後対策事業を進めている教育委員会青少年課が主体となり、全ての自治区における生涯学習を進める部局や学校教育部局、また、子ども会育成連絡協議会や青少年健全育成推進会などと連携を図りながら、北見市放課後子どもプランの推進に努めます。

2．プランの運用と点検

放課後子どもプラン運営委員会において、北見市における総合的な放課後対策である「北見市放課後子どもプラン」を策定し、今後の社会情勢や国の考え方の変化などに柔軟に対応しながら、このプランを推進するよう努めます。

また、このプランの実施状況については、児童館運営委員会において運用の点検を行うことで、各事業の円滑な実施に努めていきます。



[H20.7.17 第1回北見市放課後子どもプラン運営委員会]

北見市教育委員会社会教育部青少年課

〒090-8509 北見市大通西2丁目1番地
まちきた大通ビル4階

TEL : 0157 - 25 - 1124 FAX : 0157 - 25 - 0118

HP : <http://www.city.kitami.lg.jp/seishonen/seishonen.htm>